

事務連絡  
平成28年5月24日

指定確認検査機関の長様

三重県県土整備部建築開発課長

住宅の浄化槽の処理対象人員算定に係る緩和措置について（通知）

このことについて、昭和44年7月3日建設省告示3184号に基づく日本工業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302）」の表の注（<sup>2</sup>）の規定により、緩和措置を下記のとおり適用することとしますので通知します。

記

1. 緩和措置

緩和を適用する地域	住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定の基準となる面積
尾鷲市	5人槽：165㎡以下 7人槽：165㎡超

2. 緩和措置の適用開始時期

平成28年7月1日

事務担当

県土整備部建築開発課  
建築確認審査班 水野  
TEL 059-224-2709  
FAX 059-224-3147